

第八章 歳費、立法事務費及び参議院予備金

一一七 歳費は、議員の任期が開始する日から任期の終わる日まで支給する

歳費は、任期の開始する日から支給し、任期満限、辞職、退職又は除名の場合にはその日まで、死亡の場合にはその当月分まで支給する。

歳費の額は、月額をもって定められているが、月の途中から又は月の途中まで支給するときは、日割りによつて計算する。

なお、議員が当選無効又は選挙無効によりその地位を失つた場合においても、その日までの歳費を支給する。

(注) 第七十六回国会における国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正(平成二十二年法律第六十九号)により、歳費を月の途中から又は月の途中まで支給するときは、死亡等の場合を除き、日割計算によつて支給することとなつた。

参照 一〇六号—一〇九号

一一八 立法事務費は、議院における各会派に交付する

立法事務費は、議院における各会派（政治資金規正法―昭和二十三年法律第九十四号―第六條第一項の規定による届出のあつた政治団体で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む）にこれを交付する。会派を結成したときは、その代表者から会派の名称、代表者の氏名、所属議員数、所属議員の氏名及び立法事務費の経理責任者の氏名を議長に届け出ることを要する。届け出た事項に異動を生じたときも、同様とする。

なお、会派を結成した際に、立法事務費辞退届が提出されたことがある。

立法事務費の交付を受ける会派の認定は、議院運営委員会がこれを行う。

参照 一一四号

一一九 参議院予備金支出の件は、次の常会において報告し承諾を求め

参議院予備金を支出するには、事前に、時宜によつては事後に、議院運営委員会の承認を経ることを

要し、支出した予備金については、議院運営委員長がこれを次の常会の始めにおいて議院に報告して承諾を求める。ただし、次のような例がある。

第十五回国会（特別） 昭和二十七年十二月三日の会議において、議院運営委員長寺尾豊君は、昭和二十六年参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第十四回国会は、召集三日目に衆議院解散により閉会となった）。

第五十五回国会（特別） 昭和四十二年三月十八日の会議において、議院運営委員長鍋島直紹君は、昭和四十年及び昭和四十一年度参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第五十四回国会は、召集日に衆議院解散により閉会となった）。

第六十三回国会（特別） 昭和四十五年二月十九日の会議において、議院運営委員長徳永正利君は、昭和四十三年及び昭和四十四年度参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第六十二回国会開会中の昭和四十四年十一月二十九日に常会の召集詔書が公布されたが、同年十二月二日衆議院解散により常会は開かれなかった）。

第七十一回国会（特別） 昭和四十八年一月三十一日の会議において、議院運営委員長植木光教君は、昭和四十六年度及び昭和四十七年度参議院予備金支出の件について報告し承諾を求めた（第七十回国会開会中の昭和四十七年十一月十一日に常会の召集詔書が公布されたが、同月十三日衆議院解散により常会

は開かれなかった。